

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月16日から25年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を21年4月16日、資格喪失日を25年3月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、21年4月から22年5月までは120円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から24年4月までは1,200円、24年5月から同年8月までは2,000円、24年9月から25年2月までは3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から25年6月頃まで

私は、昭和21年3月に高校を卒業後、同年4月からA株式会社C工場に勤務し、D業務の仕事をした。退職した時期についてははっきりと記憶していないが、25年6月頃の月末まで勤務した。

一緒に勤務した同僚の氏名を記憶しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人のA株式会社C工場に係る同僚の氏名等についての具体的な記憶から、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月16日から25年2月28日までの期間において、同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A株式会社C工場は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないものの、申立人が記憶する同僚20人は、その全員が、申立期間当時、同社B工場において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A株式会社C工場においてD業務の仕事をしてい

た。」と述べているところ、申立期間当時、同社B工場において経理担当であった者は、「D業務は限られた人しかできない仕事だったので、厚生年金保険には加入させていたはずだし、厚生年金保険料も給与から控除していたと思う。」と証言している上、同社B工場においてD業務を担当していた3人は、いずれも厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月16日から25年3月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA株式会社C工場に入社したとする同僚の同社B工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和21年4月から22年5月までは120円、22年6月から23年7月までは600円、23年8月から24年4月までは1,200円、24年5月から同年8月までは2,000円、24年9月から25年2月までは3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年4月から25年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年3月1日から同年6月頃までの期間について、同僚から、申立人が当該期間においてA株式会社C工場に勤務していたとする証言が得られない上、A株式会社では、「申立期間に係る資料を保管していないため、厚生年金保険の届出等については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から平成元年 3 月まで

私が 20 歳になった時に父が国民年金の加入手続を行い、自分で保険料を自宅近くの A 金融機関 B 支店の窓口で毎月納付していたが、納付記録では、平成元年 4 月からとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が 20 歳になった時に父が私の国民年金の加入手続を行い、自分で保険料を毎月納付していた。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成元年 8 月 30 日であり、20 歳到達時の昭和 57 年 * 月 * 日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できない上、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、上記の平成元年 8 月 30 日に払い出された記号番号と同一の記号番号となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「毎月納付していた。」と述べているところ、C 市町村において国民年金保険料の納付単位が 1 か月ごととなったのは昭和 61 年 4 月からであり、それ以前は 2 か月ごとであったことから、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 62 年 6 月までの期間の保険料について

は時効であったが、62年7月から平成元年3月までの期間については、過年度納付が可能であったところ、申立人は、当該時点において納付可能な過年度保険料を納付したとの記憶が無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

会社を退職した平成5年9月に、A市町村役場かB社会保険事務所（当時）の2階で、国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

その後、送付されてきた納付書で、市町村役場か社会保険事務所（当時）で国民年金保険料を納付したが、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年9月に国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書で保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金の記録は、社会保険事務所が、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日より後の10年1月7日付けで、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行っていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、上記の追加処理が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は既に時効であり、納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金記号番号の欄を確認したが、同欄は空欄となっており、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。